

令和7年12月9日

お客様各位

佐賀東信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は、佐賀東信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、デジタルサービス（法人インターネットバンキングやでんさい）への切替えをご検討ください。

記

1. 手形・小切手を振り出されるお客様

(1) 手形帳・小切手帳の新規発行終了

〔発行申込受付終了日：令和8年(2026年)7月31日(金)〕

約束手形・為替手形・マル専手形・小切手・自己宛小切手が対象となります。

(2) 手形・小切手の振出期限の設定

〔振出期限：令和8年(2026年)9月30日(水)〕

令和8年(2026年)10月1日以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

※自社の払戻としての小切手振出しが引き続きご利用できます。なお、未使用分の手形・小切手の買戻しは行いませんので、発行のお申し込みの際は、利用数量をご検討のうえお願いいたします。

2. 手形・小切手をお受け取りのお客さま

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の終了

〔受付終了日：令和8年(2026年)9月30日(水)〕

令和8年10月1日以降、支払地が他行の手形・小切手は預金口座へのご入金ができません。

※ご入金先の口座は、当座勘定、普通預金、定期性預金等各種預金を含みます。

以上

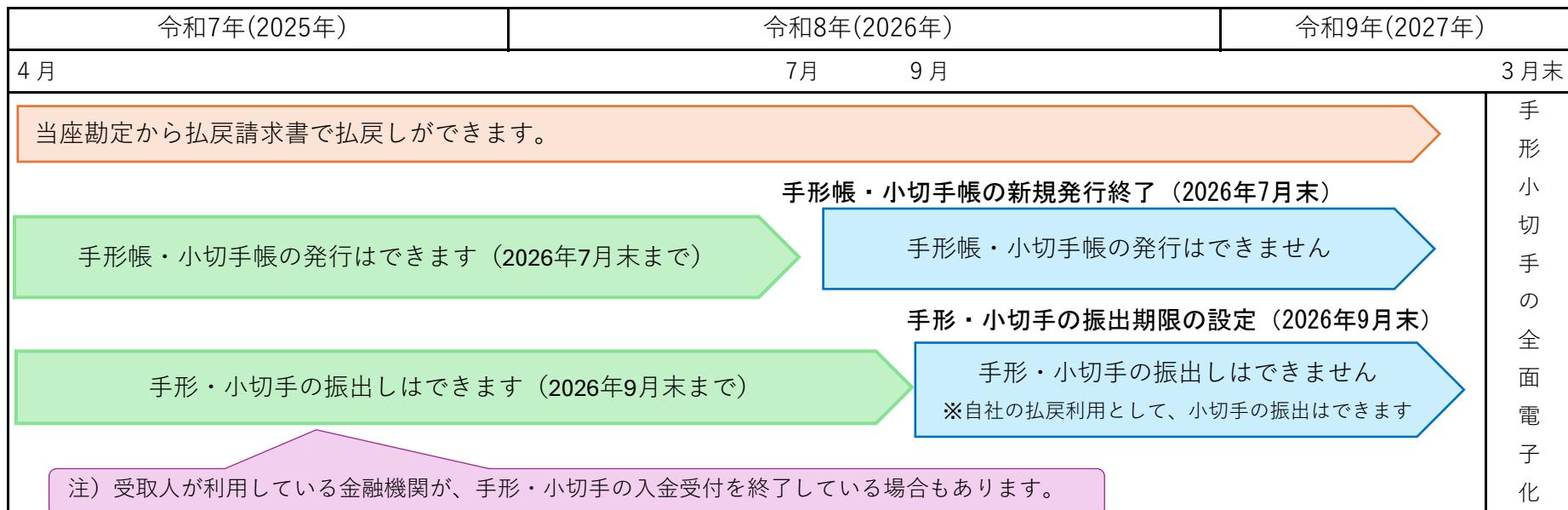


佐賀東信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けたスケジュール

手形・小切手を振り出されるお客さま

佐賀東信用組合



手形・小切手をお受け取りのお客さま

